

•発行(毎月10・25日)/西宮市役所:〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表)
•編集/政策局市長室広報課 ☎0798-35-3400 ☐vo_kouhou@nishi.or.jp
•ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>
•携帯サイト「ふろむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>

1423号

今号の主な記事

- ◇市内440力所に海拔表示シートを設置 2面
- ◇来年4月採用市職員を募集 2面
- ◇食中毒にご注意 2面
- ◇下水道決算まとまる 3面
- ◇国民健康保険特集 4面
- ◇女川さんま収穫祭 in リゾ鳴尾浜を開催 8面



子育て中の皆さん 声を聴かせて!



平成27年4月 新制度施行に向けて

国が示す新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律、関係法律の整備等に関する法律）」に基づき、「子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）」が、27年4月から始まる予定です。市は、ニーズに合った支援施策が行えるよう、「西宮市子ども・子育て支援事業計画（仮称）」の策定に取り組むなど新制度への移行に向けて、準備を進めています。計画策定の参考としますのでご協力をお願いします。問合せは子育て企画課（0798-35-3121）へ。

新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的としています。主なポイントは次のとおりです。

①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 幼児期の教育および保育が重要であることから、認定こども園・幼稚園・保育所における子育て支援の総合的な推進を図ります。

②保育の量的拡大・確保 保育所や認定こども園などを計画的に整備して量を拡大するとともに、少人数の子どもを預かる家庭的保育や小規模保育などの地域型保育により多様な保育を充実させます。

③地域の子ども・子育て支援の充実 子育て支援に関するさまざまなニーズに対応するため、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり」などの事業を拡充し、保護者が多様なメニューからサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指します。

※新制度の詳細は、内閣府のホームページ (<http://www8.cao.go.jp/>) をご覧ください。

アンケートにぜひ協力ください

回答期限は11月25日

子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園など）および地域の子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、留守家庭児童育成センターなど）について、現在の利用状況と今後の利用希望を把握するため、アンケート形式のニーズ調査を実施します。対象は、無作為抽出により選ばれた0歳～小学6年の子を持つ300人の保護者の皆さんです。調査票が届いた人は、11月25日（消印有効）までに返送をお願いします。※回答者には、西宮市観光キャラクター・みやさんのグッズを抽選でプレゼント



◆ ふれ・愛・ことば ◆

ふるさと西宮

「清らかな 水と心の みやのまち」



文教住宅、平和非核、環境学習
三都市宣言周年記念ロゴマーク

houshi/shinseido/in dex.html) をご覧ください

本市の取り組み

河野市長からのメッセージ
新制度に則した
西宮らしい子育て支援を



本市は、認可保育所の整備などにより、本年4月に保育所待機児童を解消するとともに保育水準の向上のため、全保育所において、保育士配置基準を6対1から5対1に見直すなど保育環境の改善に努めました。

近年、就業を希望する女性の増加や就労形態の多様化により、保育需要は増加する傾向にあります。

また、地域における人間関係の希薄化や、核家族化の進行による子育て家庭の孤立化などにより、育児に対する負担感や不安感が増しており、身近な場所で気軽に相談できる場が求められています。

新しい子ども・子育ての制度は、このような状況に対応し、社会全体で子育てを支援することができる環境の整備を進めていくことをするものです。市民の皆さんの意見をお聞きし、新制度に対応した西宮らしい子育て支援事業が展開できるよう努めていきます。